Ⅰ.4 ごみ処理施設の整備に係る各種計画の策定 4.6 ごみ処理施設設計に当たっての基本的事項

4.6 ごみ処理施設設計に当たっての基本的事項

ごみ処理施設は多分野にわたる技術が採用されており、施設設計、建設及び維持管理の段階において、関係法 令に基づき、諸官公庁への各種届出を行わなければならない。

ごみ処理施設は住民の日々の生活に直結したものであり、ごみ処理施設の設計にあたっては、一般構造(土木・ 建築関係や機械・設備関係)や耐震・防災構造、積雪寒冷地及び塩害を受ける地域における対策について十分な 対策を講じなければならない。構造上の欠陥から計画作業日に休止せざるを得ない事態が発生してはならない。 例えば、2011年(平成23年)に発生した東日本大震災のような災害時においても、施設の被害を最小におさえ、 運転休止を短期間内にとどめ、早急に復旧ができるように構造上の対策だけではなく、復旧対策スペースの確保 や再稼動に必要な動力や薬品等の一定量の備蓄等を配慮しておく必要がある。ごみに起因する爆発や火災に対し てもその予防と対応策を取入れ、運転の連続性を保つように配慮する必要がある。さらに、寒冷地や塩害を受け る地域においては、凍結や腐食による破損のために施設運営に支障をきたしてはならない。

また、施設の見学者、施設運転職員あるいは補修工事の作業関係者等にけがや労働災害が発生しないよう施設 設計に十分配慮する必要がある。

4.6.1 諸官公庁への各種届出

施設設計に当たっては、廃棄物処理法や電気事業法、特に発電設備設置に係る法令の遵守が不可欠である。さ らに、各分野にわたる関係法令、基準、通達等を遵守するほか、地方公共団体等の条例、規則に基づき、諸官公 庁への各種届出を行わなければならない。これらの手続には長期間を要するものがあり、あらかじめ十分にその 内容を把握しておかないと、計画変更に至る重大な事態を招くことも起こり得るので、関係法令・基準等の事前 調査は重要な作業となる。

事業者となる地方公共団体が行うごみ処理施設設計に係る諸官公庁への申請手続参考例を表4.6.1-1に示す。 なお、表に示す申請・届出の名称及び根拠法令等は略称を用いている個所がある。また、今後規制の緩和・撤廃 の動きなどから、ここに示す申請関係は改正される場合があるので、これらを手がかりに常に最新の法令、規則 を調べたうえで設計を進めなければならない。

表461-1 ごみ懐却施設建設に係る諸官公庁への由請手続参老例(廃棄物処理注関連以外のもの)

公 1.0.1 1 C 477%以及及及人	D H H H 1/1	> 1 HD 3 NVL	多 5 7 6 6 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 7 6 7 7 7 7	
申請・届出の名称	提出先	提出時期	備考	
(根拠法令等)	1定山元	1定山时朔	畑 考	

	甲請・届出の名称 (根拠法令等)	提出先	提出時期	備考
	都市計画決定	知事、	着工前	都市計画法第11条3項(都市施設 {ごみ焼却炉}
	(都市計画法19、11③、21、29)	市町村		の整備)、建築基準法第51条
	1 道路占用許可申請書	道路管理者	着工前	工作物の埋設等、(看板、標識の設置)
	(道路法32①、同令7①)			
道	2 占用料免除申請書	道路管理者	着工前	地方公共団体が行う事業
	(道路法39)			
	3 自費工事施行承認申請書	道路管理者	着工前	道路管理者以外が行う工事
	(道路法19②、20、21、22、24、27)			
路	4 道路並び沿道掘削願	道路管理者	着工前	法令及び条例で定める沿道区域 (道路1側につ
	(道路法44④、45)			き20m以内)で掘削を行う場合(看板、標識等)
	5 道路使用許可申請(道交法77)	警察署長	着工前	道路を使用する工事
洹	1 許可申請書	河川管理者	着工前	河川区域内の土地において工作物を新築・改
100	(河川法26、同規15)			築除去する場合
,,	2 許可申請書	河川管理者	着工前	河川区域内の土地で掘削、盛土若しくは切土、
JI	(河川法27、95、同規16)			その他土地の形状を変更する行為

出典:ごみ処理施設整備の計画 設計要領2017改訂版

	3 許可申請書	河川管理者	着工前	河川保全区域内において土地の掘削、盛土、
	(河川法55①、同規30)			切土、その他土地の形状を変更する行為、工
河				作物の新築又は改築
	4 承認申請書	河川管理者	着工前	自費による河川工事又は維持のためのしゅん
	(河川法20、同令11)			せつ
	5 工事の完成検査申請書	河川管理者	完了後	河川区域内の土地においてダム、河川管理施
	(河川法26、30①、同令17、同規19)			設と効用を兼ねる工作物、堤防を開削して設
Ш				置される工作物
	6 工作物一部使用申請書	河川管理者	一部完了後	上記の規定に係わらず特別な事情があるとき
	(河川法30②、同規20)	7/11 - 1	ar ye q	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	1 計画通知書(建築物)	建築主事	着工前	新築、増築、改築、移転時、木造以外の建築
	(建基法6①、18②)	足术工事	76 110	物で2以上の階数且つ、延べ面積が200m²を
	(连条体)(10亿)			超えるものについては申請書を提出。又は建
-	21.66 = 1 = 1mr == +, (71.4+ LD ,)	7.4.65		築主事を置く市町村である場合に提出。 した記された。
-	2 建築計画概要書(建基規1)	建築主事	着工前	上記に添付
	3 建築工事届	知事	着工前	上記に添付((建築主が13)に該当する建築物
	(建基法15①、同規8①)			を建築する。)
	4 工事調書	建築主事	着工前	作業場のある場合、計画通知に添付
	(条例)			
	5 計画通知書(工作物)	建築主事	着工前	煙突等の工作物を建築する場合
建	(建基法18②、88①)			
	6 大臣認定申請書	国土交通	計画通知書	高さが60mを超える煙突等の工作物を建築す
	(建基法20)	大臣	提出前	る場合
	7 許可申請書(建築基準法関係)	知事	着工前	禁止を解除し、許可を受けるとき
	(条例)			
	8 許可申請書(都市計画関係)	知事	着工前	都市計画施設の区域内に建築するとき
	(都計法53①、同規39①)			
Ì	9 許可申請書(都市計画関係)	知事	着工前	都市再開発、区画整理の施行区域、風致地区
	(都再開法66①、土区整法76①、条例)	, ,		内の建築
ŀ	10 建築(許可·計画通知)申請取下	知事又は	事実の発生	各種通知、申請書を取り下げるとき
	げ届(条例)	建築主事	時	
ŀ	11 建築物除去届	知事	着工前	建築物の除去を行う場合
	(建基法15①、同規8①)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	/E 110	
	12 仮使用認定申請書	知事	一部空了後	 計画通知届出施設検査済証交付前建築物の-
		MT		
築	(建基法18徑) 13 工事完了通知	建築主事	ウアロから	部使用時 計画通知届出に伴う通知(当該工事を完了し
		建杂工学	2日以内	
ŀ	(建基法7①、18⑯) 14 防火対象物使用(変更)届出書そ	治は翌月	使用開始の	た場合)
		旧附省民		
ŀ	の1(条例)	か	7日前	
	15 航空障害灯及び昼間障害標識設		着工前	煙突等の高さが60m以上の場合
	置届(航空法51①、51-2①、同規	局長		
	238)	tet met. I mund	26	
	16 高層建築物等予定工事届	総務大臣	着工前	電波伝搬障害防止区域に建築し、高さ31mレ
ļ	(電波法102-3)			上の場合
	17 緑化計画書	知事、	着工前	公共施設の緑化
	(条例)	市町村長		
	1 水道工事申込書兼工事施行承認申	水道事業	着工前	水道管の新設、改造、撤去
	請書(条例)	管理者		
給	2 給水申込書	水道事業	完了前	同上
ᄱ	(条例)	管理者		
水	3 工事用水道給水申込書	水道事業	着工前	
設	(条例)	管理者		
AX.	4 給水装置(新・改・撤)工事申込書		着工前	 工業用水道給水装置の工事申込
備	(条例)	管理者		
ŀ	5 給水開始希望日申出書	水道事業	完了前	 水道工事に伴う給水
1			7 4 114	121 / WHA
	(条例)	管理者		

出典: ごみ処理施設整備の計画 設計要領2017改訂版 147

松	6 計画通知(工作物)	建築主事	着工前	高架水槽(高さ8m以上)の設置
給水設	(建基法18②、88①)		, Li K.	
設	7 工事完了通知	建築主事	完了日から	計画通知(工作物)に伴う通知(上記工事が完
備	(建基法7①、18⑯)		4日以内	了した場合)
	1 排水設備計画届出書	下水道事業	着工の7日	排水設備の新設、増設、改築
	(条例)	管理者	前	
	2 特定施設設置届出書	下水道事業	着工の60	工場又は事業場から継続して下水を排除して
排	(下水道法12-3①)	管理者	日前	公共下水道を使用するもので特定施設(一般
"				廃棄物処理施設)を設置する場合(自動式車両
				洗浄施設等)
水	3 除害施設の新設及び使用方法の変		着工の60	下水道に放流するために除害施設設置(水処
1	更届(条例)	管理者	日前	理施設)
	4 特定施設・除害施設工事等完了届		Į.	特定施設、除害施設等に伴う届出
設	(条例)	管理者	5日以内	
	5 公共下水道使用開始(変更)届		使用開始前	継続して政令で定める量(50m³/日以上)又は
	(下水道法11-2①、同規6①)	管理者		水質の下水を排除して公共下水道を使用する
備			A TIBE 11 31	場合
1/113	6 公共下水道使用開始届		使用開始前 	特定施設が放流する場合(一般廃棄物処理施
	(下水道法11-2②、同規6②) 7 公共下水道使用届	管理者	使用開始前	設は該当)
	(条例)	下水坦争果 管理者		
_	- (未列) 1 ボイラ設置届	労働基準	着工の30	 蒸気ボイラ、温水ボイラ、貫流ボイラを設置
	(労安法88①②、ボイラ規10③)	監督署長	日前	本の場合
暖	2 ボイラ落成検査申請書	労働基準	完了後	同上
房	(労安法38③、ボイラ規14①)	監督署長		
給	3 小型ボイラ設置報告書	労働基準	完了後	小型ボイラを設置する場合
福湯	(労安法100①、ボイラ規91)	監督署長		
設	4 第一種圧力容器設置届	労働基準	着工の30	熱交換器復水設備等の設置
備	(労安法88①②、ボイラ規56)	監督署長	日前	
'''	5 第一種圧力容器落成検査申請書	労働基準	完了後	上記設備を設置した場合
	(労安法38③、ボイラ規59①②)	監督署長		
	1 危険物貯蔵(取扱)所(変更)許可申	消防署長	着工前	指定数量以上の危険物
燃	請(消防法11①、危令6①、危規4、9)	市町村長		
	2 危険物貯蔵(取扱)所完成検査申請	消防署長	完了後	同上
焼	書(消防法11⑤、危令8①、危規6①)			
"	3 危険物保安監督者選任届出書	消防署長	完了後	同上
設	(消防法13②、危険物規48③)	市町村長		
RX	4 少量(準)危険物の貯蔵・取扱届出	消防署長	使用開始前	指定数量の1/2以上指定数量未満の危険物等
儘	書(条例)	Maria III III	<u> </u>	
備	5 火を使用する設備の設置(変更)届	相防者長	着工の7日	据付面積1m ² 以上の炉及びかまど、温風暖房
-	出書(条例)	治肚里	前 ウアロから	概等
3512	1 消防用設備等設置(変更)届出書 (消防法17-3-2、同規31-3①)	消防署長	完 月日から 4日以内	延べ面積300m ² 以上の防火対象物
消火		消防署長	4日以内 着工の10	 屋内消火栓設備、スプリンクラ設備等の設置
次 設	(消防法17-14、同規33-18)	旧的白文	看工の10 日前	注F11日八住以 、ヘノリマンノ政 帯ツ 双恒
備		消防署長	~~~~~	 防火対象物の使用時
1 111	(条例)	IDMAX	7日前	
-	1 計画通知書(昇降機)	建築主事	着工前	エレベータ等の設置
見	(建基法6①、18②、87-2)	ベルナ	- 110 110	7 7 7 7 AVE
昇降機	2 工事完了通知	建築主事	完了日から	同上
機	(建基法7①、18⑥)		4日以内	
ク	3 クレーン設置届	労働基準	着工の30	吊り下げ荷重3t以上のクレーンの設置
V	(労安法88①②、クレーン規5)	監督署長	日前	
レン	4 クレーン落成検査申請書	労働基準	完了後	同上
設	(労安法38②、クレーン規6⑥)	監督署長		
備	5 クレーン設置報告書	労働基準	着工前	吊り下げ荷重0.5t以上3t未満のクレーンの設
	(労安法42、クレーン規11)	監督署長	***************************************	置

出典: ごみ処理施設整備の計画 設計要領2017改訂版 148

	1 高圧ガス製造許可申請書	知事	着工の20	圧縮ガス等を100m³/日以上製造する場合
	(高圧ガス法5①、一般ガス規③)		日前	
	2 高圧ガス製造施設完成検査申請書	知事	完了後	同上
	(高圧ガス法20、一般ガス規③)、③)	, v	,,,,,	
高	3 危害予防規程届書	知事	着工の30	同上
	(高圧ガス法26①、一般ガス規③)	기타 구	日前	179.44
1 }	4 高圧ガス保安統括者届書	知事	<u>口 III</u> 完了後	同上、保安総括管理者、保安技術管理者等の
圧		MT	元 1 1及	
	(高圧ガス法27-2⑤、一般ガス規⑥)	len els	<i>⇔</i> ₹₩	選任 圧縮ガス等を100m³/日以上製造する場合
	5 高圧ガス製造開始届書	知事	完了後	圧縮ルス寺で100m7日以上製垣りる場合
ガ	(高圧ガス法21①、一般ガス規②)	Land The	法四 思从 6	F 45 1 1 2 6 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	6 高圧ガス製造事業届	知事		圧縮ガス等を100m³/日未満製造する場合
	(高圧ガス法5②、一般ガス規④)		20日前	
ス	7 第一種貯蔵所設置許可申請書	知事		圧縮ガス(300m³以上)の高圧ガス貯蔵所の設
	(高圧ガス法16①、一般ガス規②)		日前	置等高温水加圧用(窒素ボンベ)、CO₂消火設
				備(炭酸ガスボンベ)、ボイラ休止時保缶用
設				(窒素ガスボンベ)
	8 第一種貯蔵所完成検査申請書	知事	完了後	同上
	(高圧ガス法20、一般ガス規③、③)			
備	9 特定高圧ガス消費届	知事	使用開始の	特定高圧ガス(圧縮水素、圧縮天然ガス、液
	(高圧ガス法24-2①、一般ガス規③)	, ·	20日前	化酸素、液化アンモニア、液化石油ガス、液
			20 1111	化塩素)を圧縮ガス300m3以上、液化ガス
-	1 工具工业 見之線医三工 (五) (友 (左))	知事	古光之而吐	3,000kg以上使用する場合 廃棄物処理施設(排ガス、排水、騒音、振動、
	1 環境影響評価(条例)	和事		
}		-L-m-r I. I. ==	******	悪臭、運搬車両等の要因に対する評価)
	2 工場設置許可申請書	市町村長	着工60日	
公	(条例)	I . Prima I I prima	前	
	3 工場変更許可申請書	市町村長	着工60日	
	(条例)		前	
	4 工場完成届出書(条例)	市町村長	完了日から	
害			15日以内	
	5 指定作業場(設置・変更)届出書	市町村長	着工30日	
	(条例)		前	
	6 ばい煙発生施設設置(変更)届出書	知事	着工60日	ボイラ伝熱面積10m2以上、(炉)火格子面積
防	(大防法6①、7①、8①、同規8①、		前	2m ² 以上、200kg/h以上
	13①)			_
	7 特定施設設置届出書	知事	着工60日	廃棄物処理施設は特定施設に該当、水質規制
	(水濁法5、7、同規2、3)	,	前	(自動車両洗浄施設等)
止	8 特定施設設置届出書	市町村長	着工30日	騒音規制、空気圧縮機・送風機(7.5kW以上)
	(騒音法6①、同規3、4)	.10.91320	前	等
	9 特定施設設置届出書	市町村長	着工30日	振動規制、圧縮機(7.5kW以上)等
		111,111,111		JM 3g/)死中の、 /工川自小及(/ . J K YY シハユニ / ペリ
	(振動法6①、同規3、4) 1 計画通知書(昇降機以外の設備)	建築主事	前 着工前	 煙突、避雷針等の工作物を設置
		廷宋土尹	/目上則	
そ	(建基法6①、18②、87-2)	7.	クマロムさ	
1	2 工事完了通知	建築主事	完了日から	同上
の	(建基法7①、18億)	len ==	4日以内	77 3742000 2111 0 775
114	3 特定建築物届書(建築物衛生法5)	知事	使用開始	延べ面積3,000m ² 以上の事務所等
他			1ヶ月以内	
の	4 事務所換気設備設置(新・移・変)		着工30日	中央管理方式による空調設備、機械換気設備
±π.	届(労安法88①②、事務所衛生規25)		前	
設	5 特定化学設備等設置(新・移・変)	労働基準	着工30日	硫酸、硝酸等の取扱(排水処理の塩酸、ボイ
備	届(労安法88①②、特定化学規52①)	監督署長	前	ラ純水装置の硫酸)
[""	6 ガス新設工事申込書		設計時	
	(ガス供給規定)			
	VIII I VIII VIII VIII VIII VIII VIII V	l	L	

出典:ごみ処理施設整備の計画 設計要領2017改訂版

日 1 自家用電気使用申込書 供給事業者 着工前 新規申込又は内容の一部変更 (電気供給規定) 2 電気需給契約書 供給事業者 使用承認後 原則として500kW以上で、かつ特高で 高気供給規定) 3 自家用電気工作物落成予定通知書 供給事業者 受電開始の 500kW以上 (電気供給規定) 4 工事計画屈出書 経済産業						
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	変更	新規申込又は内容の一部変更	着工前	供給事業者	1 自家用電気使用申込書	П
2 電気需給契約書 (電気供給規定)					(電気供給規定)	
1	、かつ特高で受電す	原則として500kW以上で、かつ	使用承認後	供給事業者	2 電気需給契約書	
3 自家用電気工作物落成予定通知書 供給事業者 受電開始の (電気供給規定) 4 工事計画届出書 経済産業 周長 前 10,000V以上の需要設備の設置 日前 第						自
(電気供給規定) 4 工事計画居出書 経済産業 着工の30 10,000V以上の需要設備の設置 (電気法48、同規砲) 5 保安規程居出書 経済産業 高長 電気工作物を設置、譲り受け又は借用 (電気法42①) 高長 名 三 任技術者選任(解任)届出書 経済産業 周長 で 電気法43③) 7 使用承認申請書 経産大臣、同長 を 使用前 認可又は届出した施設の一部完成に伴の恋めの使用 8 使用前検査申請書 経産大臣、使用前 認可又は届出した施設の工事検査 (電気規⑩) 局長 経産大臣、使用前 認可又は届出した施設の工事検査 (電気規⑪) 同規⑪) 易長 移産大臣、使用前 認可又は届出した施設の工事検査 (電気規⑪) 同規⑪			受雷開始の	世給事業者		
## 2						
(電気法48、同規値)	/ 沙 署	10,000以以上の季亜設備の設置		经这产業		1 +
前 電気工作物を設置、譲り受け又は借用 合 合 合 会 会 会 会 会 会 会	八以旦	10,000 / 以上 /) 而安成				家
1			i .	问文	(电对位48、问况00)	
田 (電気法42①) 局長 合 主任技術者選任(解任)届出書 経済産業	51) 7 1) #F 1 2 10	三	月1	مالاد بواب برادر الامار		1 -
 6 主任技術者選任(解任)届出書 経済産業 着工前 電気工作物170,000V未満は電気主任の選任 の選任 の選任 の選任 工事計画認可申請施設の一部完成に伴のための使用 と産産大臣、使用前 に電気規⑩) 易 使用前検査申請書 経産大臣、使用前 認可又は届出した施設の工事検査 (電気法49①、同規⑪) 局長 第二の3日 高圧・特高の受電設備、内燃機関発電 蓄電池設備等(高圧受電、非常用発電機 テリーが該当) 5 (電気法51③、電気規73-7) 11 危険物貯蔵(取扱)所(変更)許可申 清(消防法11①、危令6①、危規4、9) 市町村長 指院数計(取扱)所完成検査申請 書(消防法11③、危令6①、危規6①) 市町村長 (消防法11③、危令8①、危規6①) 市町村長 (消防法13②、危険物規48③) 市町村長 (消防法13②、危険物規48③) 市町村長 (消防法13②、危険物規48④) 市町村長 (消防法13②、危険物規48④) 市町村長 (消防法13②、危険物規48④) 市町村長 (消防法13②、危険物規48④) 市町村長 (消防法13②、危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 (消防法13②、危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 (消防法13②、危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 (消防法13②、危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 (消防法13②、危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 (消防法13) 危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 (消防法13②、危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 (消防法13②、危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 (消防法13②、危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 (消防法13②、危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 (消防法13) 指定数量の1/2以上指定数量未満の危険 横等 (本) 指定数量の1/2以上指定数量未満の危険 横等 (本) 横等 着工の7日 据付面積1m²以上の炉及びかまど、温 横等 (本) 横等 着工前 荷線テレビ法13) 	受け乂は借用する場					
 (電気法43③) 局長 7 使用承認申請書 (電気規⑩) 局長 8 使用前検査申請書 (電気法49①、同規⑪) 局長 9 電気設備設置(変更)届出書 (条例)						
 7 使用承認申請書 経産大臣、使用前	『は電気主任技術者	-	着工前			
電 (電気規⑩)						
(電気法49①、同規①)	一部完成に伴う試験	工事計画認可申請施設の一部完	使用前	経産大臣、	7 使用承認申請書	
(電気法49①、同規②)		のための使用		局長	(電気規⑦)	电
気 9 電気設備設置(変更)届出書 (条例) 消防署長 前 着工の3日 高圧・特高の受電設備、内燃機関発電 蓄電池設備等(高圧受電、非常用発電機 テリーが該当) 10 使用前安全管理審査申請書 (電気法51③、電気規73-7) 経産大臣 (電気法51③、電気規73-7) 使用前 指定数量以上の危険物 清(消防法11①、危令6①、危規4、9) 市町村長 12 危険物貯蔵(取扱)所完成検査申請 清(消防法11⑤、危令8①、危規6①) 13 危険物保安監督者選任届出書 (消防法13②、危険物規48③) 市町村長 清(消防署長 市町村長 同上 市町村長 14 少量(準)危険物の貯蔵・取扱届 出書(条例) 市町村長 市町村長 一上 市町村長 15 火を使用する設備の設置(変更) 届出書(条例) 清防署長 前 使用開始前 指定数量の1/2以上指定数量未満の危険 機等 1 再放送同意申込書 (有線テレビ法13) 各放送局 着工の7日 前 若工の7日 機等 1 再放送同意申込書 (有線テレビ法13) 各放送局 着工前 テレビ放送を再送信する場合	□事検査	認可又は届出した施設の工事検	使用前	経産大臣、	8 使用前検査申請書	
気 9 電気設備設置(変更)届出書 (条例) 消防署長 前 着工の3日 高圧・特高の受電設備、内燃機関発電 蓄電池設備等(高圧受電、非常用発電機 テリーが該当) 10 使用前安全管理審査申請書 (電気法51③、電気規73-7) 経産大臣 (甲用前 (電気法51③、電気規73-7) 使用前 指定数量以上の危険物 清(消防法11①、危令6①、危規4、9) 市町村長 12 危険物貯蔵(取扱)所完成検査申請 清(消防法11⑤、危令8①、危規6①) 13 危険物保安監督者選任届出書 (消防法13②、危険物規48③) 市町村長 清(消防署長 市町村長 同上 市町村長 14 少量(準)危険物の貯蔵・取扱届 出書(条例) 市町村長 清(下) 同上 市町村長 15 火を使用する設備の設置(変更) 届出書(条例) 消防署長 前 養工の7日 大を使用する設備の設置(変更) 前 大を使用する設備の設置(変更) 前 清防署長 前 大とで放送を再送信する場合 電 (有線テレビ法13) 各放送局 着工前 デレビ放送を再送信する場合				局長	(電気法49①、同規②)	
(条例)		高圧・特高の受電設備、内燃機	着工の3日		9 電気設備設置(変更)届出書	与
10 使用前安全管理審査申請書 経産大臣 使用前 (電気法51③、電気規73-7) 11 危険物貯蔵(取扱)所(変更)許可申 消防署長 着工前 指定数量以上の危険物 市町村長 12 危険物貯蔵(取扱)所完成検査申請 消防署長 書(消防法11⑤、危令8①、危規6①) 市町村長 13 危険物保安監督者選任届出書 消防署長 完了後 同上 市町村長 14 少量(準)危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 出書(条例) 15 火を使用する設備の設置(変更) 消防署長 出書(条例) 1 再放送同意申込書 各放送局 着工前 テレビ放送を再送信する場合 電 (有線テレビ法13)	i		前		(条例)	l×(
10 使用前安全管理審査申請書 経産大臣 使用前 (電気法51③、電気規73-7) 11 危険物貯蔵(取扱)所(変更)許可申 消防署長 着工前 指定数量以上の危険物 請(消防法11①、危令6①、危規4、9)市町村長 12 危険物貯蔵(取扱)所完成検査申請 消防署長 書(消防法11⑤、危令8①、危規6①)市町村長 13 危険物保安監督者選任届出書 消防署長 完了後 同上 (消防法13②、危険物規48③) 市町村長 14 少量(準)危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 世帯(条例) 15 火を使用する設備の設置(変更) 消防署長	>1 10710 30 12 px 1				(21.7.2)	
工 (電気法51③、電気規73-7) 11 危険物貯蔵(取扱)所(変更)許可申 消防署長 着工前 指定数量以上の危険物	-	<u> </u>	使田前	経産大臣	10 使用前宏全管理案查由請書	
11 危険物貯蔵(取扱)所(変更)許可申 消防署長			12/13/13	加速之人		1
作作 請(消防法11①、危令6①、危規4、9) 市町村長 12 危険物貯蔵(取扱)所完成検査申請 書(消防法11⑤、危令8①、危規6①) 市町村長 13 危険物保安監督者選任届出書 (消防法13②、危険物規48③) 消防署長 市町村長 14 少量(準)危険物の貯蔵・取扱届 出書(条例) (使用開始前 指定数量の1/2以上指定数量未満の危険 世界開始前 指定数量の1/2以上指定数量未満の危険 出書(条例) 15 火を使用する設備の設置(変更) 届出書(条例) 消防署長 者工の7日 展出書(条例) 1 再放送同意申込書 電(有線テレビ法13) 各放送局 着工前 デレビ放送を再送信する場合		お字数量以上の各除物	姜 丁品	消防翠阜		- 1 ⊢
作 12 危険物貯蔵(取扱)所完成検査申請 消防署長 完了後 同上			/E NI			
# 書(消防法11⑤、危令8①、危規6①) 市町村長 13 危険物保安監督者選任届出書 消防署長 完了後 同上 (消防法13②、危険物規48③) 市町村長 物 14 少量(準)危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 世書(条例) 15 火を使用する設備の設置(変更) 消防署長 着工の7日 据付面積1m²以上の炉及びかまど、温 届出書(条例) 1 再放送同意申込書 各放送局 着工前 テレビ放送を再送信する場合 電 (有線テレビ法13)			一一 了24			-
13 危険物保安監督者選任届出書 (消防法13②、危険物規48③) 消防署長 市町村長 完了後 市町村長 同上 市町村長 物 14 少量(準)危険物の貯蔵・取扱届 出書(条例) 消防署長 出書(条例) 使用開始前 指定数量の1/2以上指定数量未満の危険 15 火を使用する設備の設置(変更) 届出書(条例) 消防署長 前 機等 着工の7日 機等 1 再放送同意申込書 (有線テレビ法13) 各放送局 着工前 を放送局 着工前 テレビ放送を再送信する場合		 	元] 1次			作
(消防法13②、危険物規48③)市町村長14 少量(準)危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 世用開始前 指定数量の1/2以上指定数量未満の危険 出書(条例)使用開始前 指定数量の1/2以上指定数量未満の危険 出書(条例)15 火を使用する設備の設置(変更) 消防署長 届出書(条例)着工の7日 据付面積1m²以上の炉及びかまど、温 機等1 再放送同意申込書 名放送局 着工前 テレビ放送を再送信する場合電 (有線テレビ法13)	***************************************		ウマル			-
物14 少量(準)危険物の貯蔵・取扱届 消防署長 出書(条例)使用開始前 指定数量の1/2以上指定数量未満の危険 着工の7日 前提付面積1m²以上の炉及びかまど、温 機等1 再放送同意申込書 電 (有線テレビ法13)各放送局着工前テレビ放送を再送信する場合		In_C	元」俊			
出書(条例) 15 火を使用する設備の設置(変更) 消防署長 着工の7日 据付面積1m²以上の炉及びかまど、温 届出書(条例) 着工の7日 機等 1 再放送同意申込書 (有線テレビ法13) 各放送局 着工前 テレビ放送を再送信する場合	EE . L. Nille & 17.0 17.1 664					-
15 火を使用する設備の設置(変更) 届出書(条例)消防署長 前着工の7日 散等据付面積1m²以上の炉及びかまど、温 機等1 再放送同意申込書 電 (有線テレビ法13)各放送局 着工前デレビ放送を再送信する場合	重木満の危険物等	指定数量の1/2以上指定数量木満	使用開始削	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		物
届出書(条例)前機等1 再放送同意申込書各放送局 着工前 テレビ放送を再送信する場合電 (有線テレビ法13)						
1 再放送同意申込書 各放送局 着工前 テレビ放送を再送信する場合 電 (有線テレビ法13)	ど、温風暖房┃			消防署長		
電 (有線テレビ法13)						
		テレビ放送を再送信する場合	着工前	各放送局		
	場合	引込端子数が500を越える場合	着工前	総務大臣	2 有線TV放送施設設置許可申請書	ŞrH≠
波 (有線テレビ法3②、同規1)					(有線テレビ法3②、同規1)	
再 3 有線TV放送施設設置届 総務大臣 完了後 同上		同上	完了後	総務大臣		再
(有線テレビ法6③、同規7)					(有線テレビ法6③、同規7)	4-1-
放		同上	使用開始前	総務大臣		
送 始届(有線テレビ法12、同規27)						送
5 大约取14分子拉凯里及15米数明4分数45)場合	引込端子数が51から500の場合	着工の2调	総務大臣		
設 3 有線1 V 放送地設設 直及び業務開始 総務人民 電上の2週 ち込端子数が51がら500の場合 電(有線テレビ法12、有線電気法3①) 間前						設
備 6 有線電気通信設備設置届 総務大臣 着工の2週 引込端子数が50以下の場合	<u></u>	引入端子数が50以下の場合		総務大臣		備
(有線電気法3①、同規1) 間前		012-110 J 3XW 000X 1 17/1/1/11		11000000		
(日本をといいと)			1+1 lili		「ロルタモンス(ムン(シ)」門が11/	

4.6.2 ごみ処理施設の一般構造

1) 土木・建築関係

ごみ処理施設を構成する建物、工作物、機械等は、自重、積載荷重、水圧、土圧、風圧力、積雪荷重、地震力、温度応力等に対して構造上十分に安全でなければならない。また、建物は漏水又は地下水の浸入のおそれのないもので、かつ、雨天時等においても施設の安定した稼働が確保できる構造でなければならない。さらに、建物や機械等は、必要に応じて、耐摩耗性、耐食性、耐熱性等を持つものでなければならない。なお、立地条件によっては地盤改良を行わなければならない場合もある。

出典:ごみ処理施設整備の計画 設計要領2017改訂版